

立川基地跡地昭島地区環境保全用地に係る  
管理計画について

立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策検討委員会  
平成 29 年 3 月 31 日

## 1. 管理計画の位置づけおよび目的

立川基地跡地昭島地区（以下「本地」という。）は、地元地方公共団体が策定した「立川基地跡地昭島地区利用計画」を踏まえ、土地区画整理事業（以下、「本事業」という。）により、本地に賑わいと活気を創出するとともに、地域のシンボルである国営昭和記念公園の緑を活用し、環境や景観に配慮した質の高い生活空間を形成することを目的とし、基盤整備を行うこととなった。利用計画図は図1に示すとおり。

平成20年4月下旬、本地において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種に指定されている希少猛禽類の営巣が確認された。この情報を受けて、関東財務局は平成20年4月より、専門家に意見をヒアリングしながら希少猛禽類調査を開始した。さらに、平成21年6月には、本事業において希少猛禽類と共生を図るため、学識経験者を委員とする猛禽類保護方策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、「立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策について」報告書（以下、「本報告書」という。）を取りまとめ、図1に示す環境保全用地等の管理方針（※）が定められたところ。

- （※） ・保護区域は常時立ち入り禁止とする。
- ・保護区域を容易に立ち入りできない柵で囲う。
- ・保護区域での餌の解体場所、飛翔空間確保のための下草刈り、枝打ちを定期的に行う。

本管理計画は、平成28年度末予定の使用収益開始をもって財務省所管の土地となる環境保全用地について、財務省が本報告書に基づき継続的な管理を行うこととなるが、引き続き希少猛禽類の繁殖環境が維持できるよう、財務省所管の間の環境保全用地における具体的な管理計画を策定したものである。

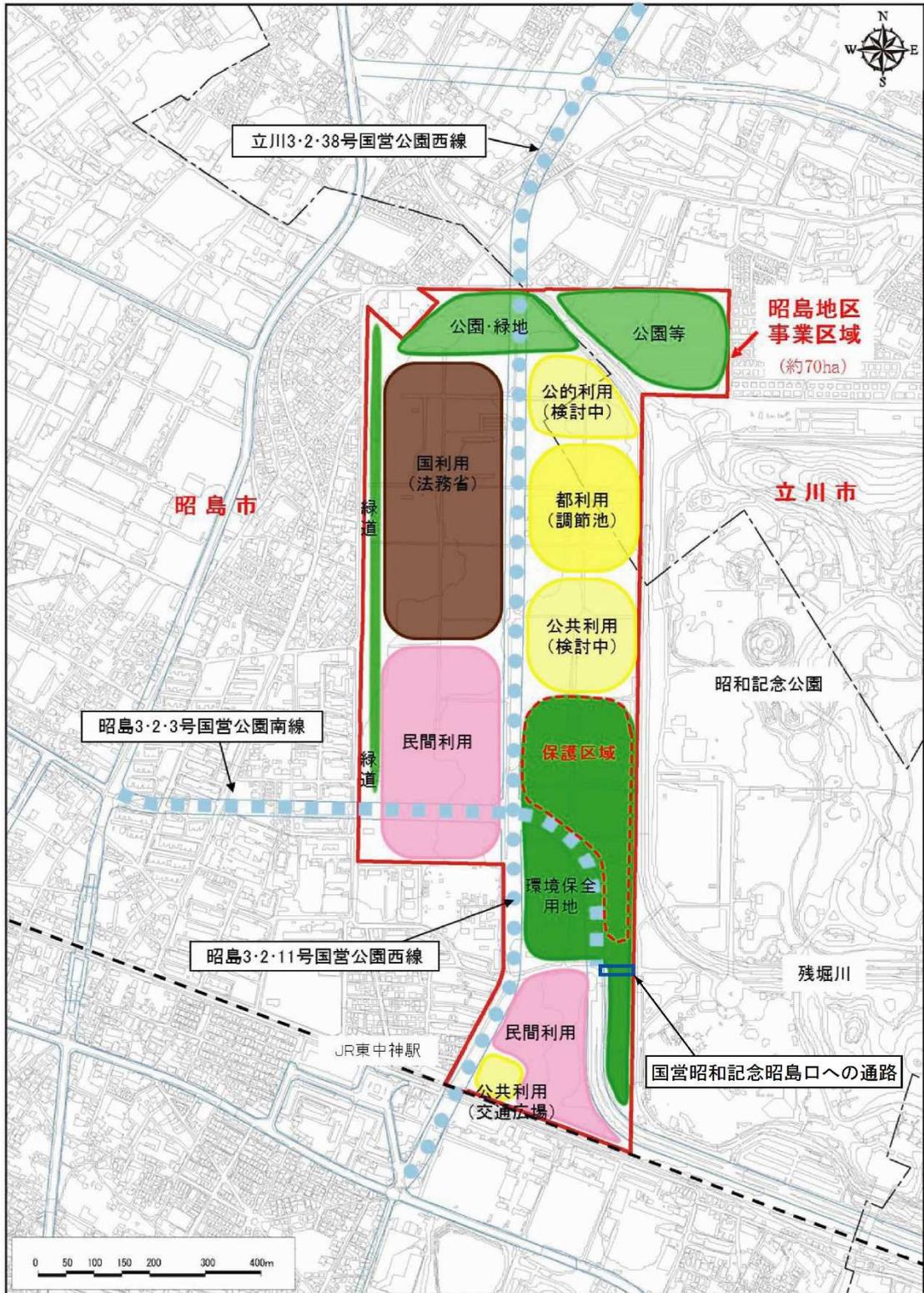


図1 土地区画整理事業（利用計画）

## 2. 管理内容

管理内容は、極力自然を生かした継続的に実施可能なものとする。また、実施時期については希少猛禽類の生活サイクルを考慮し、営巣に影響を与えないように配慮する。

なお、希少猛禽類の生息状況及び営巣環境の調査を適宜行い、適切な管理に努めるものとする。

### ●樹林地の管理

環境保全用地では現環境に変化をもたらさないこととし、原則伐採を行わない。特に営巣木の周辺 50m 以内は伐採等を行わないこととするが、営巣の障害となる木やツル植物、背丈の高いササ類や低木およびタケ類が密生する場合は、下草の伐採を行う。

なお、人工代替巣のメンテナンスや架け替えを適宜行うとともに、既存の樹木の枝ぶりを整え、希少猛禽類が架巣できるような樹木管理を行う。

### ●有害生物対策

人工代替巣へアライグマおよびハクビシンの侵入が確認されており、巣内に糞の堆積も見られている。有害生物対策として、巣内に侵入させない対策を行う。

- ・ 巣内に侵入させないため、人工代替巣の懸架木に接触する樹木を伐採し、侵入経路を遮断する。また、タケ類が生い茂る場所については、タケ類を足掛かりに懸架木や周辺樹木に登る可能性があるため、一部を伐採する。
- ・ 営巣木に登られない様に幹周りに有刺鉄板を設置する。

### ●作業（伐採）関係者等への周知

管理および施設のメンテナンス等による立ち入りや作業については希少猛禽類の生活サイクルに配慮した時期に行う（図2参照）。

作業関係者へは、希少猛禽類の生活サイクル（敏感度が大きい理由）の周知を行う。

具体的には、作業禁止期間は1～7月とし、作業等は8～12月において実施する。



出典：「猛禽類保護の進め方（改訂版）-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて-」（環境省自然環境局野生生物課 平成24年12月）

図2 希少猛禽類の生活サイクル

●国営昭和記念昭島口への通路

環境保全用地は原則立ち入り禁止とするが、昭和 60 年から昭和記念公園昭島口への通路として使用していた幅 8m、長さ 50mの土地については、財務省所管の間は引き続き国土交通省に対し、同用途で使用させる（図 1 参照）。